

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月14日

【四半期会計期間】 第29期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社アルメディオ

【英訳名】 ALMEDIO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯沼 芳夫

【本店の所在の場所】 東京都東村山市栄町二丁目32番地13

【電話番号】 042(397)1780

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 花澤 新

【最寄りの連絡場所】 東京都東村山市栄町二丁目32番地13

【電話番号】 042(397)1780

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 花澤 新

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第29期 第2四半期連結 累計期間	第29期 第2四半期連結 会計期間	第28期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	1,715,672	922,557	3,664,686
経常利益	(千円)	269,882	152,520	511,312
四半期(当期)純利益	(千円)	148,161	91,341	269,923
純資産額	(千円)		4,947,153	4,882,885
総資産額	(千円)		5,718,307	5,595,886
1株当たり純資産額	(円)		1,015.40	1,002.21
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	30.41	18.75	55.40
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)		86.5	87.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	283,864		526,393
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	88,857		918,885
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	90,081		110,803
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)		1,351,782	1,247,943
従業員数	(名)		190	178

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員を表示しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	190
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	138
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第2四半期連結会計期間は、金融商品取引法に基づく四半期報告書の作成初年度であるため、前年同期との対比及び販売実績における前第2四半期連結会計期間の主な相手先別の記載は行っておりません。

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
ディスク事業	784,272
その他事業	48,316
合計	832,588

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
ディスク事業	870,467	76,518
その他事業	57,348	19,656
合計	927,816	96,174

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
ディスク事業	882,917
その他事業	39,640
合計	922,557

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第2四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
PANESIAN HONG KONG LTD.	145,376	15.8
エイベックス・マーケティング(株)	137,932	15.0

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油や穀物をはじめとする輸入原材料価格高、海外経済の景気減速感による輸出増勢の鈍化及びさらに深刻さを増した米国金融システム不安等により、景気停滞の傾向が鮮明となる状況で推移しました。

当社グループの関連する情報家電業界は、薄型大画面テレビなどデジタル家電を中心に世界需要は増加基調で推移し、Blu-ray Disc（以下、「BD」）関連製品市場も緩やかな成長が続いているものの、夏商戦における北京オリンピック関連需要の伸び悩みとその後の反動減などもあり、市場は弱含みの状況で推移しました。

また、音楽映像市場においては、音楽ソフト等の聴視スタイルが多様化しインターネット配信が伸張する一方で、大型ヒット作品の減少、映像コンテンツのDVDソフト化一巡による市場成熟化などにより、CD・DVDソフトの生産数量が減少傾向で推移しており、事業環境は引き続き厳しい状況となりました。

このような環境の下、当社グループは、BD関連製品を中心とした製品ラインアップの拡充と同時に積極的な営業展開を進めることで、収益の確保に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高9億22百万円、営業利益1億40百万円、経常利益1億52百万円、四半期純利益91百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

ディスク事業

ディスク事業には、オーディオ、ビデオ等のAV機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストテープ、テストディスクの開発・製造・販売を行うテストメディア、CD・DVDのOEM製造・販売を行うクリエイティブメディア、DVDベリフィケーションラボラトリーの認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等を行うテストングが含まれます。

テストメディアは、テストBD及び記録型テストDVDを中心にテストディスクの需要は概ね堅調に推移しました。しかし、全体的にはBD関連市場の立ち上がりが緩やかであることに加え、テストCD需要の減少及び前期で販売を終了した廉価版製品の売上減少分を補うまでには至らず、前年同期を下回りました。

クリエイティブメディアは、音楽映像市場におけるCD・DVD需要の縮小傾向が依然として続く中、新規顧客の取り込みや既存顧客に対する柔軟かつ迅速な営業活動を行いました。原材料となる石油化学製品の高騰の影響により高付加価値製品の受託が伸び悩んだことなどから、売上は微減（前年同期比）となりました。

テストングは、市場レポートの販売やBD関連データの取扱いを開始するなど新たな活動に取り組みましたが、大口顧客を始めとして検査需要全体が伸び悩み、前年同期を下回る結果となりました。

これらの結果、ディスク事業の売上高は8億82百万円となりました。

その他事業

子会社 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司

工場の増設工事が完了し、生産体制の拡充と品質安定に向けた取組みを進めた結果、耐火材料などのセラミックファイバー関連製品を中心に売上は堅調に推移し、前年同期を上回りました。

これらの結果、その他事業の売上高は39百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

国内は、ディスク事業の業績が伸び悩んだことから、売上高は8億82百万円となりました。

東アジア

東アジアは、子会社である阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の業績が堅調に推移したことから、売上高は39百万円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは1億72百万円となりました。これは主に当第2四半期連結会計期間の業績を反映し、税金等調整前四半期純利益を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは2億30百万円となりました。これは主に定期預金の預け入れによる支出であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは72百万円となりました。これは主に短期借入金の返済によるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の四半期末残高は13億51百万円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、営業活動、投資活動、財務活動による各キャッシュ・フローについては、前年同期との比較分析は行っておりません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127号各号に掲げる事項)は次のとおりです。

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得(いわゆる非友好的企業買収)が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても株主共同の利益に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には行為者が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものも少なくありません。

このような状況を鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組む、当社株主共同の利益を向上するためには、不適切な企業買収に対して、相当かつ適切な対応策を講ずることが必要不可欠であると判断し、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為(以下、総称して「買収行為」といいます。)に対する措置として、平成18年5月15日の取締役会において、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取組み」(以下「本取組み」といいます。)の導入を決議し、平成18年6月27日開催の株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

ところで、本取組みはその導入後、毎年の定時株主総会の終結までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様当該取組みの継続、見直し、廃止について諮ることとしており、平成19年6月25日開催の定時株主総会において、その名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」に変更した上、本取組みを継続することにつき、株主の皆様のご承認をいただいております。(以下、名称変更後の本取組みを「本基本方針」といいます。)

そして、この度、当社は現在の当社を取り巻く事業環境を踏まえ、本基本方針の重要性に鑑み、引き続き本基本方針を継続することにつき、平成20年5月15日開催の当社取締役会において決議し、平成20年6月25日開催の株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

本基本方針の概要

・当社企業価値の源泉～テストメディア事業者としての公正性・中立性への信頼～

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、A V ・ P C 関連機器等の規準や調整のために用いられるテストメディアの開発・製造・販売を行うテストメディア事業と、その応用事業である音楽C D や映像用D V D のO E M製造を行うクリエイティブメディア事業とを、その基幹事業としております。

その中でも、特に前者のテストメディア事業は、当社が昭和56年5月18日に設立された際の事業目的のものであって、当社設立以来、25年以上にわたり当社の発展を支えてきた当社の主幹事業であるといえます。

このテストメディア事業を遂行していくにあたって最も留意しなければならない点は、テストメディア事業者としての中立性・公正性の確保に他なりません。すなわち、テストメディア事業とは、P C 用ドライブ等のP C 関連機器、オーディオ用のC D ・ M D ・ D V D プレーヤ等のA V 機器の調整や国際的な互換性を維持することを目的として、品質規格の規準となるディスク等を開発・製造し、供給する事業のことを指すところ、このような規準となるべきディスク等が、ある特定のメーカーが製造する関係機器の特定の仕様にもみ適合的であったり、逆に、ある特定の仕様にもみ不適合であるような事態が生じた場合には、そもそも「規準」としての存在価値に疑問を抱かれてしまう結果、テストメディア事業そのものが立ち行かなくなってしまうこととなります。

従いまして、テストメディア事業にとって、その中立性・公正性の確保は絶対的に要請されるのであって、これらに対するP C 関連機器・A V 機器製造業者（以下「各機器製造業者」といいます。）からの信頼を獲得してこそ、この事業の継続性・収益性が保たれ、これを主幹事業とする当社の経営の安定性が保たれることとなります。

先述のとおり、当社は、昭和56年以来主幹事業としてテストメディア事業を営んできておりますが、この時期は、丁度カセットテープが世に広く浸透し、さらに、C D 等のデジタルオーディオが普及・発展し始めた時期と重なります。すなわち、当社は、これらのメディアの普及・発展の過程を通じてテストメディア事業者としての地位を築き上げ、保ち続けているのであって、これは、裏を返せば、当社のテストメディア事業者としての中立性・公正性が確保され、これに対する各機器製造業者等からの信頼感を当社が獲得してきたことを意味します。

そして、現在においては、当社に対する各機器製造業者からの信頼の高さは極めて高いものとなっており、その信頼の高さは、テストメディア事業市場における当社の高度の占有率という具体的な結果となって、現れております。

このように、当社は、テストメディア事業者として中立性・公正性を確保し、これに対する各機器製造業者からの信頼を獲得し得たからこそ、テストメディア事業者としての現在の地位を築くことができたのであり、当社の企業価値の源泉が、テストメディア事業者としての中立性・公正性と、これに対する各機器製造業者からの信頼にあることは、疑いようがありません。

当社は、当社の企業価値の源泉がその点にあることを肝に銘じ、その維持・向上に努め、さらなる企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めていく所存です。

・当社企業価値の確保・向上に向けた取り組み

以上述べたとおり、当社の企業価値の源泉は、テストメディア事業者としての中立性・公正性と、これに対する各機器製造業者からの信頼にあります。その信頼があつてこそ、テストメディア事業市場における当社の高度の占有率が実現・維持され、当社の収益が具現化されるわけです。しかし、「中立性・公正性」というものは、放っておいても自然と実現・維持されるものではありません。「中立性・公正性」の確保という明確な方針の下に、それを実現・維持する努力を継続的に行っていく必要があります。また、「中立性・公正性」に対する各機器製造業者からの信頼を獲得するためには、単に「中立性・公正性」を確保するだけでは十分ではなく、一企業として健全か否か等といった企業としての一般的な評価をも向上させる必要があります。

そこで、当社は、「中立性・公正性」に関するこのような特性に鑑み、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現すべく、以下のような取り組みを行っております。

・サードパーティとしての地位の確立

テストメディア事業者としての「中立性・公正性」を確保するためには、ある特定のメーカーが製造する関係機器の特定の仕様にのみ適合的なテストメディアを開発・製造・供給しないということは当然のことですが、これに加えて、外形上、特定のメーカーに傾注しているのではないかと疑わせるような事情を排除しておくことも、また必要不可欠です。

そのため、当社は、創業以来、どの企業グループ・メーカーにも属することなく中立・公平の立場を守り続け、事業の独立性が確保され他社からの影響が遮断されたサードパーティとして、テストメディア事業を展開してまいりました。

このサードパーティたるポジショニングは、テストメディア事業者である当社の最大の特徴であり、当社のテストメディア事業者としての「中立性・公正性」の確保とこれに対する信頼の獲得について、ひいてはテストメディア事業市場における当社の高度の占有率の獲得について、極めて大きく寄与してきたものと自負しております。

当社は、かかる取り組みを今後も継続し、テストメディア事業者としての「中立性・公正性」とそれに対する信頼を、名実ともに維持・向上させてまいります。

・すべての規格を対象とした公平な事業展開

テストメディア事業者としての信頼を得て、しかも高度の市場占有率を獲得した今日において、当社は、新規格のメディアが開発された場合においても、これに関するテストメディアを開発・製造し、これを市場に供給する役割を担っております。

その結果として、例えば、ある同種のメディアに関していわゆる規格競争が繰り広げられている場合に、当社が、いずれか一方の規格についてのみテストメディアを開発・製造・供給するといった行動に出ると、他方規格を推進する各機器製造業者に対し、当社が一方の規格を推奨する各機器製造業者に肩入れをしているとの印象を与えてしまう結果、当社のテストメディア事業者としての「中立性・公正性」に強い疑問を抱かせてしまい、当社の企業価値の源泉を毀損する危険性が極めて高まるといえます。

そこで、当社は、創業以来、特定のメディア規格にのみ偏向・傾注することはせず、全てのメディア規格に対して、テストメディアを公平に開発・製造し、供給してまいりました。

最近話題になった規格競争としては、いわゆる次世代DVDの規格を巡るBlu-ray DiscとHD DVDの規格競争が挙げられますが、当社は、この規格競争の際にも、両規格にそれぞれ対応したテストメディアを開発・製造し、供給してまいりました。

今後も規格競争が技術の進歩と共になされる可能性があります。当社は、そうした取り組みを通じて、今後も、テストメディア事業者としての中立性・公正性を、維持・向上させ、より一層の信頼を得られるよう、努力してまいります。

・中期経営計画ローリングの策定

テストメディア事業者としての信頼感に限られるものではございませんが、一般的に、信頼感というものは一朝一夕に醸成されるものではなく、長い年月をかけて、じっくりと育まれていくものであります。

そこで、当社は、短期的な視点にのみ囚われて、中・長期的な視点を見失い、これによって当社に対する信頼感を失うことがないように、当社の経営に係る中期経営計画ローリングを策定し、今後の当社の事業展開の展望を明らかにすることで、自らを律しております。

当社は、かような中期的視点に基づく経営戦略を通じて、当社のテストメディア事業者としての信頼感を、さらに高めてまいります。

・社会貢献への取り組み

当社に対する信頼感を確保・向上させていくにあたっては、当社による社会に対する貢献という視点も、欠かすことはできません。当社の社会貢献は、当社の社会的評価に直結し、最終的には、信頼に値する企業であるとの評価を当社に対してもたらしめます。

そこで、当社は、社会貢献のひとつとして「環境保全」を掲げ、ISO14001を取得し、これを経営者及び全社員が認識し、取り組んでいくことによって、社会全体の利益貢献に努めております。

当社は、かかる社会貢献活動をも実施して、当社のテストメディア事業者としての信頼感を、さらに高めてまいります。

・コーポレートガバナンスの強化

当社は、対外的な施策だけでなく、当社内部の経営の健全性の確保と透明性を高めることも、当社のテストメディア事業者としての信頼感を高める一助になるものと考えております。

そのため、当社は、監査役による経営の監視及び内部監査担当部署による各部門への監査の充実を図り、経営に対する監視の強化を図ることで経営の健全性の確保に努めるとともに、中期経営計画の毎期開示、株主総会後の経営近況報告会の開催、ホームページ上における情報開示の充実等、IRを強化するなどして、当社の経営の透明性の向上に取り組んでおります。

・本基本方針について

・基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述の通り、当社の企業価値の源泉は、テストメディア事業者としての公正性・中立性の確保と、これに対する信頼感にありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、当社のテストメディア事業者としての公正性・中立性が疑われることになることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかと疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることになります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本年6月25日開催の第28期定時株主総会において、出席された株主の皆様議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定致しました。

本基本方針の継続は、当社特別委員会の委員にご就任いただいている方々からの賛同を得た上で、平成20年5月15日開催の当社取締役会において決定されたものでありますが、当該取締役会においては、社外監査役3名が全員出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行なわれることを条件として本基本方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様意向を確認するために、平成20年6月25日開催の第28期定時株主総会において、本基本方針の継続の是非を諮るとともに、併せて、特別委員会の方々の選任についても、株主の皆様のご承認を諮り、株主の皆様過半数の賛成をいただき、本基本方針の継続は承認されました。

・目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下、「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下、「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを、目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

・スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっています。

(1)概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下「事前遵守ルール」といいます。）と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）を予め公表します。

そして、特別委員会が本基本方針の手續を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と、対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手續に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次の通りです。

<事前遵守ルール>

イ．行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、()当社が発行者である株券等¹について、行為者及び行為者グループ²の株券等保有割合³が15%以上となる買付けその他の取得をする前に、または()当社が発行する株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及び行為者の特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

¹金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

²金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

³金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

⁴金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

⁵金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

⁶金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

⁷金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

- ロ．買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
- ・行為者及び行為者グループの概要
 - ・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様に与える影響とその内容
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
 - ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報
- (なお、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知(以下「情報受領通知」という。)します。)

- ハ．特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨を開示するまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

特別委員会の評価期間(行為者が情報受領通知を受領した日から起算)

買収の対価が現金(円貨)の場合 最大で60日以内

その他の場合 原則として90日以内

(ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、その翌日に、その旨を開示します。)

<評価基準>

- イ．行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- ロ．以下の濫用的買収のタイプのいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき
- (a) 強圧的買収類型
いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収 等
 - (b) 機会損失的買収類型
 - (c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
- その他、上記各類型に準じる買収類型

(2)発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします。

特別委員会は、対抗策の発動又は不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動又は不発動を決定した場合には、速やかにその旨を開示することとします。

なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3)廃止

本基本方針は、導入後、毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様の本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(4)本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値の更なる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行業者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手續の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほか各委員も有することとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手續の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行為者が議決権の過半数を、大量買付け公告またはその他適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様の総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

・ 行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨を開示するとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。そのうえで、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り、）。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。

当社取締役会が対抗策の発動又は不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨を開示することとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記(1)口及び八並びに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するにいたった場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨を開示することとします。

また、特別委員会も同様の状況になった場合に当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

・株主・投資者の皆様にご与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることとなります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております。なお、当社が新株予約権を当社の株券等と引換えに取得することができることと定められた場合において、当社が当該取得の手続きをとり新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株券等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株券等を受領することとなります。）し、当社新株を取得できますので、株主名簿の名義書換が適切に行われている限り、行為者以外の当社株主や投資家の皆様にご不測の損害を与える要素はないものと考えます。行為者を除く当社株主や投資家の皆様にご不測の損害を与えないためには会社法の規定に従って所定の基準日までに名義書換を完了していただくことが必要となりますが、対抗策を発動する場合には、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処します。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものとして判断した場合）または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

本基本方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.almedio.co.jp>) に掲載する平成20年5月15日付IRニュースをご参照ください。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費の総額は3百万円であります。内容は以下のとおりであります。

ディスク事業

Blu-ray Disc規格に対応したテストメディア製品の開発と周辺技術に関わる基礎研究を行いました。

その他事業

電子部品用副資材及び、断熱ボード等耐火材料の新製品開発と周辺技術に関わる研究を行いました。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,900,000
計	20,900,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,225,000	5,225,000	東京証券取引所 市場第二部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	5,225,000	5,225,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日		5,225		918,200		871,580

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
高橋 正	東京都八王子市	389	7.45
株式会社アルメディオ	東京都東村山市栄町2-32-13	352	6.75
アルメディオ社員持株会	東京都東村山市栄町2-32-13	231	4.43
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	137	2.62
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	118	2.27
多摩信用金庫	東京都立川市曙町2-8-28	107	2.05
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リューエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	100	1.91
たましんリース株式会社	東京都立川市曙町2-38-5	88	1.68
鈴木 康友	東京都墨田区	81	1.56
竹田 和平	愛知県名古屋市	80	1.53
計		1,686	32.27

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 352,800		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,871,600	48,716	同上
単元未満株式	普通株式 600		同上
発行済株式総数	5,225,000		
総株主の議決権		48,716	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が76株含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アルメディオ	東京都東村山市栄町 2 - 32 - 13	352,800		352,800	6.75
計		352,800		352,800	6.75

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	605	615	608	619	588	557
最低(円)	552	582	581	571	550	500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役		取締役	社長室長	細 美 英 美	平成20年11月4日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,551,782	1,247,943
受取手形及び売掛金	781,776	689,538
商品	24,511	24,785
製品	95,719	121,177
原材料	148,478	142,318
仕掛品	75,883	66,503
その他	119,739	118,182
貸倒引当金	1,000	1,000
流動資産合計	2,796,891	2,409,449
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,348,594	1,348,911
その他(純額)	617,208	590,440
有形固定資産合計	1,965,803	1,939,351
無形固定資産		
のれん	582,891	635,881
その他	37,693	47,130
無形固定資産合計	620,585	683,011
投資その他の資産	335,027	564,074
固定資産合計	2,921,416	3,186,436
資産合計	5,718,307	5,595,886

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	110,378	103,774
短期借入金	23,000	40,000
未払法人税等	120,686	20,311
賞与引当金	91,155	92,309
その他	116,779	152,572
流動負債合計	461,999	408,967
固定負債		
退職給付引当金	259,424	254,303
その他	49,730	49,730
固定負債合計	309,154	304,033
負債合計	771,154	713,001
純資産の部		
株主資本		
資本金	918,200	918,200
資本剰余金	871,580	871,580
利益剰余金	3,464,600	3,389,520
自己株式	319,311	319,311
株主資本合計	4,935,068	4,859,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,213	3,481
為替換算調整勘定	16,298	19,415
評価・換算差額等合計	12,085	22,896
純資産合計	4,947,153	4,882,885
負債純資産合計	5,718,307	5,595,886

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	1,715,672
売上原価	968,272
売上総利益	747,400
販売費及び一般管理費	495,710
営業利益	251,689
営業外収益	
受取利息	774
受取配当金	2,090
為替差益	5,536
作業屑等売却収入	2,038
保険返戻金	11,427
その他	2,439
営業外収益合計	24,307
営業外費用	
支払利息	1,112
保険解約損	4,925
その他	76
営業外費用合計	6,114
経常利益	269,882
特別利益	
貸倒引当金戻入額	90
特別利益合計	90
特別損失	
固定資産除却損	10,252
特別損失合計	10,252
税金等調整前四半期純利益	259,720
法人税、住民税及び事業税	115,000
法人税等調整額	3,441
法人税等合計	111,558
四半期純利益	148,161

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	922,557
売上原価	532,368
売上総利益	390,189
販売費及び一般管理費	249,473
営業利益	140,716
営業外収益	
受取利息	644
受取配当金	432
為替差益	8,551
作業屑等売却収入	1,066
その他	1,436
営業外収益合計	12,130
営業外費用	
支払利息	260
その他	66
営業外費用合計	326
経常利益	152,520
特別利益	
貸倒引当金戻入額	30
特別利益合計	30
特別損失	
固定資産除却損	547
特別損失合計	547
税金等調整前四半期純利益	152,002
法人税、住民税及び事業税	85,000
法人税等調整額	24,338
法人税等合計	60,661
四半期純利益	91,341

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	259,720
減価償却費	50,086
のれん償却額	52,990
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,299
賞与引当金の増減額(は減少)	1,154
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,120
受取利息及び受取配当金	2,864
支払利息	1,112
固定資産除却損	10,737
売上債権の増減額(は増加)	94,409
たな卸資産の増減額(は増加)	9,997
仕入債務の増減額(は減少)	6,667
その他	6,542
小計	297,759
利息及び配当金の受取額	2,864
利息の支払額	1,112
法人税等の支払額	15,647
営業活動によるキャッシュ・フロー	283,864
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	200,000
有形固定資産の取得による支出	90,844
保険積立金の解約による収入	201,965
その他	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	88,857
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	17,000
配当金の支払額	73,081
財務活動によるキャッシュ・フロー	90,081
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,087
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	103,838
現金及び現金同等物の期首残高	1,247,943
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,351,782

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。これに伴う損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行なう方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 1,164,654千円	有形固定資産の減価償却累計額 1,178,939千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
給与手当 150,371千円
賞与引当金繰入額 35,895

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
給与手当 75,114千円
賞与引当金繰入額 17,430

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,551,782千円
預入期間が3か月を超える 定期預金 200,000
現金及び現金同等物 1,351,782

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,225,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	352,876

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	73,081	15	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	48,721	10	平成20年9月30日	平成20年11月28日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	ディスク事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	882,917	39,640	922,557		922,557
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	882,917	39,640	922,557		922,557
営業利益又は 営業損失()	304,718	28,981	275,736	135,020	140,716

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	ディスク事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,649,337	66,335	1,715,672		1,715,672
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	1,649,337	66,335	1,715,672		1,715,672
営業利益又は 営業損失()	568,077	46,954	521,123	269,433	251,689

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分をベースに製品の種類、販売市場の類似性等に基づき区分しております。

2 各事業区分の主な製品及び事業内容

- (1) ディスク事業.....オーディオ・ビデオ等のAV機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストテープ、テストディスクの開発・製造・販売、CD・DVDのOEM製造・販売、DVDベリフィケーションラボラトリーの認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等
- (2) その他事業.....光メディア用計測器の開発・製造・販売及び電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (千円)	東アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	882,967	39,590	922,557		922,557
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	882,967	39,590	922,557		922,557
営業利益又は 営業損失()	142,491	1,775	140,716		140,716

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (千円)	東アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,649,437	66,235	1,715,672		1,715,672
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	1,649,437	66,235	1,715,672		1,715,672
営業利益又は 営業損失()	258,966	7,276	251,689		251,689

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
東アジア.....中国

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	東アジア	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	226,660	70,016	3,219	299,896
連結売上高(千円)				922,557
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.6	7.6	0.3	32.5

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	東アジア	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	431,290	118,599	10,567	560,457
連結売上高(千円)				1,715,672
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	25.2	6.9	0.6	32.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 東アジア.....香港、韓国、台湾、中国

(2) 東南アジア.....シンガポール、フィリピン

(3) その他の地域.....米国等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,015円40銭	1株当たり純資産額 1,002円21銭

2 1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益 30円41銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	148,161
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益(千円)	148,161
普通株式の期中平均株式数(株)	4,872,124

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益 18円75銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	91,341
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益(千円)	91,341
普通株式の期中平均株式数(株)	4,872,124

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

(自己株式の取得)

当社は、平成20年11月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため。

取得の内容

- (1)取得する株式の種類 普通株式
- (2)取得する株式の総数 200千株(上限とする)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.1%)
- (3)株式の取得価額の総額 200百万円(上限とする)
- (4)取得する期間 平成20年11月5日～平成20年12月29日

2【その他】

第29期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)中間配当については、平成20年11月14日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当の総額	48,721千円
1株当たり中間配当金	10円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年11月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社アルメディオ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 伊藤 晶 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若林 博史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルメディオの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は自己株式の取得に関する取締役会決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。